

議案第2号

埼玉西部消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例

埼玉西部消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月6日提出

埼玉西部消防組合管理者 藤 本 正 人

提 案 理 由

本組合における個人情報保護制度について個人情報の保護に関する法律が適用されることに伴い、同法の規定に基づく必要な事項を定めるため、本案を提出するものである。

埼玉西部消防組合個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項に規定する方法のうち写しの交付等により保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの交付等に要する費用を負担しなければならない。

(審査会への諮問)

第4条 組合の機関（議会を除く。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成25年条例第10号）に基づく埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、組合の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(埼玉西部消防組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 埼玉西部消防組合個人情報保護条例（平成25年条例第9号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項又は第11条第2項の規定によるその職務又は業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を正当な理由がなく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない責務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、前条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報に係る業務の委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日（以下「附則第2条施行日」という。）前に旧条例第12条、第23条又は第23条の2の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示並びに訂正、削除及び中止については、なお従前の例による。

3 附則第2条施行日前に旧条例第32条の規定による申出がされた場合における処理については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書（埼玉西部消防組合情報公開条例（平成25年条例第8号）第2条第2号に規定する公文書をいう。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を

電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第3号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 附則第2条の規定の施行前にした行為及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第2条の規定の施行後に開示を受けた行為に対する罰則の適用については、附則第2条の規定の施行後も、なお従前の例による。